

条例の実効性担保の骨子案について

基本的事項のうち「条例の実効性担保」の骨子案について、事務局にて次の 2 案を作成しました。

案 1. 組織の設置と必要に応じた見直しを規定

- 1：市長は、この条例の適切な運用及び普及を図るため、別に条例で定めるところにより自治基本条例に関する推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置します。
- 2：市長は、この条例の運用状況を検証し、必要に応じて見直します。
- 3：市長は、この条例の見直しを行うときは、推進委員会の意見を聞くものとします。

案 2. 組織の設置と 4 年ごとの見直しを規定

- 1：市長は、この条例の適切な運用及び普及を図るため、別に条例で定めるところにより自治基本条例に関する推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置します。
- 2：市長は、この条例の運用状況を毎年検証するとともに、4 年ごとに見直します。
- 3：市長は、この条例の見直しを行うときは、推進委員会の意見を聞くものとします。